

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか? 市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

http://www.city.kitamoto.saitama.jp/ ※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。 相談日

1月8日~2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月22日(水) 10:00~12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 ( <b>☎</b> 594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30~16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00		( <b>\D</b> 394-3329)
消費生活相談	毎週月~金曜日 10:00~12:00、13:00~16:00	消費生活センター	
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	1月8日(水)·20日(月)·29日(水)、2月 5日(水) 10:00~15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月~金曜日 9:00~16:30	教育センター(☆591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00~17:00		
緑のなんでも相談	2月3日(月) 10:00~12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月~金曜日 9:00~16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談 (予約制)	1月14日(火) 10:00~15:00(精神)	かがやきの郷相談室	一 障がい者福祉課相談文援担当
	1月24日(金) 10:00~15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	1月8日(水)·15日(水)·22日(水)·29日 (水)、2月5日(水) 10:00~15:00	- 総合福祉センター 社会福祉協議会(☎593-2961)	
結婚相談	1月18日(土)、2月4日(火) 10:00~15:00(受付は14:30まで)		社会福祉協議会(☎593-2961)
ボランティア相談	1月17日(金) 13:30~15:30	コミュニティセンター	
	2月1日(土) 10:00~12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00~16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・ リフォーム相談	1月11日(土)·18日(土)、2月1日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談 · 雇用相談 (予約制)	毎週水曜日 10:00~12:00 毎週木曜日 10:00~12:00、13:00~16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康·生活相談	1月20日(月) 9:30~12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

### 北本市消費生活相談あれこれの

### ■過去に契約した資格取得講座の二次被害に注意

A男さんからの相談。

「以前に契約した資格取得講座はまだ継続している。それとも打ち切りにするか」という電話が職場にかかってきた。10年前に資格取得のための講座を受講する契約をしており、結局、資格は取得できなかったが、支払いは済ませていたので終わったと思っていた。

ところが業者の説明では、生涯学習なので合格するまでは契約は継続しているから、教材を新たに購入する必要がある。打ち切るためには解約費用がかかるとのことだった。

驚いたA男さんは、「もう関係がない」と言って電話を切ったけれど、何度も職場に電話がかかり仕事にならず、職場にも迷惑をかけるので仕方なく教材を購入することを承諾。後日届いた教材や契約書を見て、以前に契約した事業者とは違うのではないか、また、説明にどうしても納得できないからと相談室を訪れました。

A男さんのように過去に資格取得講座の契約をしたことのある人に対して、「まだ契約が継続している、やめるためには解約料が必要」と言って新たに契約を再勧誘する、いわゆる二次被害が増加しています。これは、過去に契約した人の名簿が「リスト」として流通しているこ

とが考えられます。

A男さんの10年前の契約は資格が取れていなくても支払いが完了しているので契約は終了しています。今回の契約は新たな電話勧誘による教材の契約なので、特定商取引に関する法律の適用があり、契約内容を記載した契約書を受け取った日から8日間のクーリング・オフ期間があります。A男さんは解除通知書を発信し解決となりました。この電話勧誘販売では、契約しない旨の意思表示をした者への再勧誘を禁止しているので、しつこい勧誘には、はっきりと断るようにと説明しました。

不審な電話や勧誘などでお困りのときは消費生活センターに相談してください。

#### 【相談窓□ `

○北本市消費生活センター (市民課市民相談担当☎594-5529※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00~12:00、13:00~16:00

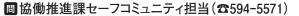
○埼玉県消費生活支援センター (☎048-261-0999)毎週月~土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30 ~ 16:00○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00~12:00、13:00~16:00

# セーフコミュニティきたもと voi.18

### セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。





### 「聞き書きマップ」の作成を体験!

10月31日、警察庁科学警察研究所の原田豊先生 (犯罪行動科学部長)の指導により、「聞き書きマップ」作成の実演をしていただきました。

「聞き書きマップ」は原田先生が開発された地図作成用ソフトで、GPSを活用し、デジタルカメラやICレコーダーを用いて、簡単にマップが作成できるものです。

交通安全対策委員会では、これまで「危険個所マップ」作成について議論を進めてきましたが、これを実践する方法の一つとして、委員会のメンバーが市役所周辺のマップづくりを試行的に行いました。

今後もこうした新たなシステムを導入し、既存 の取組みと融合させながら、効果を高めていく予 定です。



### 平成25年度第6回対策委員会を開催

11月11日から13日の3日間にわたり、各対策委員会を開催し、具体的な取組みの内容について議論を進めました。各対策委員会で検討している取組みは、下表のとおりです。

対策委員会名	現在検討している取組み
交通安全	危険個所マップの作成等
災害時の安全	防災冊子の作成、身近な防災訓練の 実施等
犯罪の防止	地域協働パトロール実施、防犯啓発 活動の実施等
高齢者の安全	転倒予防(身体機能低下の抑制・住 宅内の環境改善)等
自殺	総合窓口チラシの作成、総合相談会 開催等
子どもの安全	家庭内における乳幼児の事故予防等

これらの取組みには、既存の取組みにセーフコミュニティの視点を加えたものや新規のものがあります。

今後も、少しでも効果が高まるよう、工夫を重ねて活動を展開していきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。



### 東洋大学の学生と「家庭内における高齢者の 転倒予防」のためのリーフレット作成!

高齢者の安全対策委員会では、外傷サーベイランス委員会の水村容子委員(東洋大学教授)の計らいにより、東洋大学の学生の協力を得て、高齢者の家庭内における転倒等を中心とする事故予防のリーフレットを作成することになりました。

これは、同委員会が課題の一つに設定した高齢者の転倒予防の取組みとして実践するものです。

11月29日、北本市からは高齢者の安全対策委員会の委員および事務局、東洋大学からは、水村教授、神吉准教授、3年生の学生21人が参加し、東洋大学講義室において、打ち合わせが行われました。

打ち合わせでは、リーフレット作成の目的とスケジュールを確認し、リーフレットの掲載する情報を収集するための聞き取り調査について検討を行いました。

大学生にとっては、就職活動で多忙な時期に重なっているにも関わらず、積極的な意見等が多く、リーフレット作成への意気込みを感じました。

この取組みが家庭内における高齢者の転倒予防 につながるとともに、大学生にとっても有意義な 経験になることが期待されます。